

精神保健福祉法（1995）

法律の推移

- 1900 精神病患者監護法
- 1950 精神衛生法
- 1965 ライシャワー事件を契機に改正
- 1988 精神保健法
- 1995 **精神保健福祉法**
- H14 改変 市町村に移管

精神保健福祉法の目的

- ①精神障害者の医療および保護
- ②精神障害者の社会復帰の促進
- ③精神障害者の自立と社会参加促進
- ④精神障害の発生の予防 その他

指定医とは精神保健指定医

- ①5年以上の診断または治療に従事
- ②3年以上精神障害の診断・治療に従事
- ③厚生労働大臣により指定

保護者とは

- 後見人
- 配偶者
- 両親
- 市町村長

精神科医療施設への入院

本人および保護者に
文書による告知と同意

①措置入院

自傷他害の恐れ

2名以上の指定医

一番強制力のあるもの

警察官通報

緊急避難的な制度

緊急措置入院

指定医1名 72時間

②医療保護入院

を補充するもの

1名以上の指定医

保護者の同意でも可

③応急入院

医療保護入院を補充

指定医の診断

急かつ保護者同意なし 72時

④任意入院

本人の同意 自由入院